

○座間味村営住宅設置及び管理条例施行規則

昭和59年3月12日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、座間味村営住宅設置及び管理条例（平成9年座間味村条例第17号。

以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(村営住宅入居申込書等)

第2条 条例第8条第1項に規定する村営住宅入居申込みは、村営住宅入居申込書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第6条第1項各号のいずれかに該当する者のうち村長が特に必要がないと認める者については、この限りでない。

- (1) 収入証明書（様式第2号）
- (2) 婚姻の予約者がある場合は、婚約証明書（様式第3号）
- (3) 立退要求を受けている場合は、その要求を証する書類
- (4) 住民票謄本
- (5) その他村長が必要と認める書類

3 村長は、条例第8条第1項の申込みに対し、その入居を許可したときは、その旨を村営住宅入居許可通知書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

(抽選)

第3条 条例第9条第3項の規定による公開抽選を行うときは、その日時、場所等をあらかじめ村庁舎その他適当な場所に掲示するものとする。

2 公開抽選を行う場合は、申込者のうちから若干人を選び、これに立ち会わせるものとする。

(補充入居通知書等)

第4条 村長は、条例第11条第1項の規定により補充入居者を決定したときは、その旨を村営住宅補充通知書（様式第5号）により申込者に通知するものとする。

2 村長は、補充入居者のうちから入居者を決定したときは、その旨を村営住宅入居許可通知書により通知するものとする。

(請書)

第5条 条例第12条第1項第1号に規定する請書は、様式第6号によるものとする。 2

前項の請書には、連帯保証人の印鑑証明書及び所得金額を証明するに足りる書類を添付しなければならない。

(連帯保証人の変更届)

第6条 入居者が請書を提出した後連帯保証人の死亡、村外転出又は辞任の申出等により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届（様式第7号）に請書を添付して村長に提出しなければならない。

2 入居者は、連帯保証人が住所を変更したときは、遅滞なくその旨を村長に届け出なければならない。

(家賃の公示)

第7条 村長は、条例第16条の規定により家賃を定め、又は条例第18条の規定により家賃を変更したときは、次の各号に掲げる事項を公示する。

- (1) 建設年度
- (2) 種別
- (3) 団地名及び建設場所
- (4) 構造及び間取り
- (5) 家賃の額

(家賃の減免基準)

第8条 条例第17条に規定する村長が定める家賃の減免基準は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 家賃の減額は、入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による住宅扶助を受けている入居者に対しては、当該家賃をその扶助を受けている額まで減額する。
- (2) 家賃の免除は、災害その他特別の事情により村長が特に必要があると認めた入居者に対して行うものとする。
- (3) 家賃の減免期間は、村長が事情を考慮して定める。

(家賃の徴収猶予基準)

第9条 条例第17条の規定により、村長が定める家賃の徴収猶予基準は、家賃の支払能力が6箇月以内に回復すると認められる場合とする。

(家賃等の減免及び徴収猶予申請)

第10条 条例第17条、第31条第3項及び第33条第3項の規定により、敷金、家賃及び割増賃料（以下「家賃等」という。）の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、家賃等減免申請書（様式第8号）又は家賃等徴収猶予申請書（様式第9号）を村長に提出しな

ければならない。

- 2 村長は、前項の申請に対して決定したときは、その旨を家賃等減免（徵収猶予）決定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（敷金の還付）

第11条 入居者が住宅を立ち退き、敷金の還付を受けようとするときは、敷金還付請求書（様式第11号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、入居者が住宅を立ち退いた場合において、条例第19条第3項ただし書の規定により未納の家賃割増賃料又は損害賠償金を敷金から控除したときは、敷金控除明細書（様式第12号）を添えて、残金を還付するものとする。

（住宅を使用しないときの届出）

第12条 条例第25条の規定により、住宅を使用しないときの届出をしようとするときは、村営住宅一時不使用届（様式第13号）を村長に提出しなければならない。

第13条 削除

（用途併用の承認）

第14条 条例第27条ただし書の規定により、用途併用の承認を受けようとするときは、村営住宅用途併用承認申請書（様式第16号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を村営住宅用途併用承認通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。

（模様替及び増築の承認）

第15条 条例第28条第1項ただし書の規定により模様替又は増築の承認を受けようとするときは、村営住宅模様替（増築）承認申請書（様式第18号）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を村営住宅模様替（増築）承認通知書（様式第19号）により申請者に通知するものとする。

（同居者の異動届）

第16条 入居者は、同居者に出生、死亡、転出その他これらに準ずる異動があったときは、速やかに村営住宅同居者異動届（様式第20号）に異動を証する書面を添付して村長に提出しなければならない。

（入居者の名義変更）

第17条 入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該同居の親族が引き続き当該村営住宅に居住しようとするときは、村営住宅入居者名義変更申請書（様式第21号）に第

2 条第2項に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 他に転出したとき。
- (3) 生計の中心でなくなったとき。

2 村長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を村営住宅名義変更承認通知書（様式第22号）により申請者に通知するものとする。

（収入状況報告書）

第18条 条例第36条第1項の規定により、収入に関する報告をしようとするときは、収入報告書（様式第23号）に官公署の発行する収入証明書を添付して、村長に提出しなければならない。

2 条例第29条第1項に規定する認定は、収入基準超過認定通知書（様式第24号）によりその旨を当該入居者に通知するものとする。

3 条例第29条第3項の規定により意見を述べようとする者は、意見申出書（様式第25号）を村長に提出しなければならない。

4 村長は、前項の意見申出書を審査した結果更正を認めたときは、収入基準超過更正決定通知書（様式第27号）により、申請者に通知するものとする。

5 村長は、第3項の意見申出書を審査した結果、更正を認めないときは、却下通知書（様式第28号）により申請者に通知するものとする。

（明渡しの届出）

第19条 入居者が条例第37条第1項に規定する明渡しをしようとするときは、村営住宅明渡届（様式第29号）を村長に提出しなければならない。

（村営住宅管理人）

第20条 村営住宅管理人は、入居を許可された者で、次の各号の要件を備えているもののうちから、村長が委嘱する。

- (1) 村営住宅管理を行う能力を有し、かつ、管理人として適當と認められる者
- (2) 身元が確実な者

（村営住宅管理人の職務）

第21条 村営住宅管理人は、村営住宅監理員の指揮監督を受け、次の職務を行わなければならない。

- (1) 家賃及び割増賃料の納入通知書の配布
- (2) 村営住宅の入居又は明渡しの確認

(3) 条例及びこの規則の規定により、入居者が提出する申請書等の取次ぎ

(4) その他村営住宅管理上必要な事項

(村営住宅管理人の解任)

第22条 村長は、村営住宅管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

(1) 病気等のため職務の執行が不可能であると認めたとき。

(2) 村営住宅管理人が当該村営住宅団地から他に転居したとき。

(3) その他村長が村営住宅管理人として不適当であると認めたとき。

(立入検査証)

第23条 条例第44条第3項に規定する身分を示す証票は、村営住宅立入検査証（様式第30号）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。